

南会津地域観光情報発信 Web サイト構築事業業務委託仕様書（案）

- 1 本仕様書について
本仕様書は、委託者「福島県」が受託者「」に委託する標記事業について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 業務の名称
南会津地域観光情報発信 Web サイト構築事業
- 3 契約期間
契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで
- 4 業務の目的
南会津地域（下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町）の観光情報・イベント情報等を発信する Web サイトの基盤を構築する。
- 5 委託料の上限
1,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- 6 業務の概要
 - (1) Web サイトの構築
 - (2) 制作物（バナー等）の作成
 - (3) 操作マニュアルの作成
 - (4) その他「4 業務の目的」を達成するために必要な事項
- 7 全体方針
 - (1) Web サイトは、主に20歳以上の旅行・観光に関心がある女性が利用することを想定した視覚的に訴求するデザインとし、また全体で統一感のあるデザインとすること。
 - (2) 簡潔で分かりやすい構成、レイアウトとし、利用者が読みやすい工夫を施すこと。（例：ナビゲーションキャラクターの設定 など）
 - (3) Web サイトの構成や付随する制作物のデザイン等、作成後に変更が困難な事項については、委託者との協議により決定すること。
 - (4) 掲載情報の追加、更新については専門知識を持たない委託者でも行えるように配慮した設計とすること。
- 8 システム要件
 - (1) サーバー等
福島県の保有するサーバーを使用することとし、CMSを導入しない想定 Web サイトを作成すること。
 - (2) 対応プラットフォーム
本サイトが対応するブラウザの範囲については、以下のものを基本とし、「7 (1)」で想定する利用者に合わせた適切な範囲を設定すること。
 - ア パソコン
 - (ア) google Chrome 最新版
 - (イ) Safari

- (ウ) Microsoft Edge
- (エ) Firefox
- イ スマートフォン
 - (ア) Andoid 最新バージョン 以上のプリインストールブラウザ
 - (イ) iOS 最新バージョン 以上のプリインストールブラウザ
- (3) クライアント環境
 - インターネットを経由してブラウザのみで利用可能とすることとし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムとすること。

9 業務内容

(1) Web サイトの構築

Web サイトには下記 ア～ケ に示すページ・機能を設けること。また、Web サイトは9月末までに一般に公開できるよう構築するほか、多言語に対応したページを併せて作成すること。英語ページは必須とするが、その他対応可能な言語については提案すること。

ア トップページ

- (ア) 写真やイラスト等を使用し、「7(1)」で想定する利用者をターゲットとした簡潔で利用しやすいデザインを提案すること。
- (イ) メインビジュアルは、委託者が変更できる仕組みとすること。また、委託者が指定する別添ロゴデザインを使用すること。
- (ウ) 新着情報等が表示される「お知らせ」欄を設けること。

イ バナー

Web サイトに係る利用者の目を引く効果的なバナーを作成すること。

ウ ヘッダー

- (ア) グローバルナビゲーションを「9(1)ア・エ～ケ」の内容で作成すること。
- (イ) グローバルナビゲーションにはそれぞれ適当なアイコンを付けること。

エ 観光コンテンツ・スポット掲載ページ

- (ア) 掲載コンテンツ・スポット（以下、観光コンテンツ等とする。）は南会津管内の観光コンテンツ等計20個（箇所）以上とし、四季でカテゴリー分けして写真又はイラストで表示すること。

例：観光コンテンツ等

・・・観光名所、特産品、代表的なスポーツ・アクティビティ、自然、温泉 等

- (イ) 写真またはイラストで表示された観光コンテンツ等をクリックすると個別ページまたはポップアップウィンドウで、以下 a～f の項目の情報を掲載すること（以下には、最低限の項目を記載しているため、業務の目的を達成するために必要と考えられる項目を追加して提案すること）。

- a 観光コンテンツ等名
- b 観光コンテンツ等の概要
- c 所在
- d 写真
- e 連絡先
- f 観光コンテンツ等に関連する HP 等の URL

- (ウ) 観光コンテンツ等の情報及び写真等は原則委託者から受託者へ提供することとするが、より効果的な方法がある場合は提案すること。また受託者は委託者と協議の上、掲載が決定した全ての観光コンテンツ等について個別ページまたはポップアップウィンドウを作成すること。

オ イベント・祭り情報掲載ページ

- (ア) 掲載するイベント・祭り（以下、イベント等とする。）は南会津管内のイベント等5つ以上とし、年間カレンダー形式で写真またはイラスト表示すること。
- (イ) 写真またはイラストで表示されたイベント等をクリックすると個別ページ・またはポップアップウィンドウで、以下 a～d の項目の情報を掲載すること（以下には、最低限の項目を記載しているため、業務の目的を達成するために必要と考えられる項目を追加して提案すること）。
 - a イベント等名称
 - b 実施場所
 - c 写真
 - d イベントHP等のURL
- (ウ) イベント等の情報及び写真等は原則委託者から受託者へ提供することとするが、より効果的な方法がある場合は提案すること。また受託者は委託者と協議の上、掲載が決定した全てのイベント等について個別ページまたはポップアップウィンドウを作成すること。

カ 関連SNS・各町村ホームページ等リンク掲載ページ

- (ア) 委託者所有の以下SNSアカウントのリンクを掲載するページを作成すること。なお、詳細なアカウント情報等は契約締結後に提供する。
 - a Instagram 1アカウント
 - b Facebook 1アカウント
 - c X(旧Twitter) 1アカウント
 - d YouTube 1アカウント
- (イ) 南会津管内町村の各観光サイト等のリンクを掲載するページを作成すること。

キ 交通アクセス情報掲載ページ

首都圏等県外から南会津地域管内各町村までの交通アクセス情報を掲載するページを作成すること。

ク モデルコース掲載ページ

- (ア) 南会津管内の観光スポット等及びイベント等を巡るモデルコースを3コース程度掲載するページを作成すること。
- (イ) コース案内は写真を3枚程度掲載し、ストーリー仕立てにする等、「7(1)」で想定する利用者をターゲットとしたデザインや内容を提案すること。
- (ウ) モデルコースの情報及び写真等は原則委託者から受託者へ提供することとするが、より効果的な方法がある場合は提案すること。

ケ その他

上記ア～ク以外で「4 業務の目的」を達成するために効果的かつ制作可能なページ・機能があれば提案すること。

(2) 制作物（バナー等）の作成

制作物のデザインについては、デザイン（案）を作成する等、委託者が校正する機会を最低2回以上設けること。

(3) 操作マニュアルの作成

実際に振興局職員が Web サイトの更新作業を行うことができるような内容とすること。

(4) その他「4 業務の目的」を達成するために必要な事項

受託者は専門的な立場から本業務の委託費用の範囲内で、本業務の目的達成に有効と考えられる提案を積極的に行うこと。

10 成果物・提出書類

(1) 成果物

ア Web サイトデータ

html, css 形式のものを記録媒体に記録して提出。

イ 制作物

Web ページ内の各種コンテンツのデザインに使用した画像の元データ、コンテンツデータをまとめたものを記録媒体に記録して提出。

ウ 操作マニュアル

記録媒体に記録して提出。

(2) 提出書類

ア 契約締結後速やかに提出するもの

(ア) 委託業務着手届 (第1号様式)

(イ) 事業実施概要及び業務行程表 (任意様式)

(ウ) 責任者・担当者一覧 (任意様式)

イ 事業完了後

(ア) 委託業務完了届 (第2号様式)

(イ) 収支内訳書 (任意様式)

11 事業の進め方

- (1) 受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には遺漏無く行うこと。
- (3) 本業務を実施するために必要な打ち合わせを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、適宜、県に報告すること。
- (4) 成果品一式の著作権及び所有権は正当な手続きにより仕様又は借用した第三者のものを除き、県に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
この場合、県に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、県及び受託者が協議して決定するものとする。